

「まちなかモビリティ」実証プロジェクト サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

本約款は、トヨタコネクティッド株式会社（以下「サービス提供者」といいます。）が、蒲郡市にて実施する「まちなかモビリティ」実証実験において、サービス提供者所定の場所に保管されている車両（以下「シェアリング車両」といいます。）をあらかじめ予約していた時間帯に貸渡を受けて利用することができるサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供に関し、本サービスの利用者（以下「本ユーザー」といいます。）との間で締結する利用契約（以下「本契約」といいます。）及び個別のシェアリング車両の利用に関する契約（以下「個別契約」といいます。）の契約条件等を定めるものです。本サービスに関してサービス提供者が交付又は公表するマニュアルその他遵守事項等（以下「マニュアル等」といいます。）に関する定めは、本約款と一体となって本契約及び個別契約の一部を構成します。

第2章 本サービスの利用申込

第2条 (利用申込)

1. 本サービスの利用を希望する方（以下「利用申込者」といいます。）は、サービス提供者が別途定める所定のステーションにおいて、サービス提供者所定の方法により、ユーザー登録を行うものとします。なお、利用申込者は、ユーザー登録時から、本約款及びマニュアル等が適用され、その内容を遵守する義務を負うことに同意します。
2. 利用申込にあたっては、個別契約成立時にシェアリング車両を運転する方ご自身がユーザー登録してください。運転者以外の方が代わってユーザー登録をすることはできません。
3. サービス提供者は、利用申込者による本サービスの利用を認める場合には、所定の方法により本サービスへの利用登録を承諾した旨を通知します。当該通知をもってサービス提供者と利用申込者の間に本契約が成立し、利用申込者は本ユーザーとして本約款第4条に基づき、シェアリング車両の利用予約を申し込むことができます。ただし、本ユーザーは、本約款第5条に基づき個別契約が成立するまでは、特定のシェアリング車両の貸渡を受け、使用することはできません。

4. 利用申込者は、次のいずれかに該当する場合には、ユーザー登録に申し込むことはできません。また、サービス提供者が、利用申込者が次のいずれかに該当すると判断した場合には、利用登録の承諾を留保し、又は承諾しない場合があります。

- (1) ユーザー登録された方以外がシェアリング車両を運転する場合、又は運転することが想定される場合
- (2) シェアリング車両を公道において運転することが可能な日本の運転免許証を有していないとき、又は当該運転免許が停止されているとき
- (3) 申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき
- (4) 過去にサービス提供者又は他社との間の自動車のレンタル契約若しくは本サービスに係る契約において契約違反があるとき
- (5) 暴力団、暴力団関係団体及びそれらの関係者、又はその他の反社会的組織に属しているとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき
- (6) その他サービス提供者が本ユーザーとして適格であると判断できなかったとき

5. 前項の場合に限らず、サービス提供者は、本サービスの利用状況、利用地域の環境その他の事情を勘案して、本サービスの利用申込への承諾を留保し、又は承諾しない場合があります。利用申込者は、サービス提供者の判断に対して、一切の異議を申し出ないものとします。

第3条（遵守事項）

本ユーザーは、サービス提供者に対して次の事項を遵守し、これに違反しないことを保証します。

- (1) 本規約及びマニュアル等の内容を確認し、その内容を遵守すること
- (2) 道路交通法その他適用される法令を遵守すること
- (3) サービス提供者又は関係者に対して、威迫、強要、不合理な要求、不必要に長時間の応対を求めること、及び複数回にわたり同じ要求を繰り返すことなどの迷惑行為を行わないこと
- (4) 同一のユーザーが同時間帯に複数のシェアリング車両を予約する、不合理に長時間にわたりシェアリング車両を占有する予約を行うなど、本実証実験の遂行を妨げるおそれがある行為を行わないこと

- (5) 暴力団、暴力団関係団体及びそれらの関係者、又はその他の反社会的組織及びその関係者のため、本サービスを利用しないこと（なお、この場合の本サービスには、シェアリング車両を運転させるだけでなく、同乗させること、及び予約行為も含まれます。）
- (6) 上記のほか、安全、周辺環境への配慮、住民その他の関係者への配慮等の諸事情を考慮し、サービス提供者が本ユーザーに求める事項

第3章 利用開始

第4条（予約手続）

1. 本ユーザーは、シェアリング車両を利用する当日に、サービス提供者が指定する範囲内で、貸渡の開始時間を特定した希望時間、貸渡希望場所その他サービス提供者所定の貸渡希望条件（以下「貸渡条件」といいます。）を明示の上、シェアリング車両の利用予約を申し込むものとし、なお、シェアリング車両の利用時間は、本ユーザーが予約した開始時間から最大3時間とします。また、シェアリング車両の予約は、利用当日のみ、申し込みが可能であり、翌日以降の予約を申し込むことはできません。

2. 前項の利用予約の申込は、サービス提供者が別途定める時間内に、別途定める連絡先に電話する方法により行うものとし、なお、本ユーザーは、他の予約状況や電話回線の状況その他の事情により、サービス提供者が予約申込への対応まで時間を要する場合がありますことをあらかじめ承諾します。

3. サービス提供者は、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲で、本ユーザーからの予約を受け付けるものとし、なお、本ユーザーは、本サービスの受付時間、他の本ユーザーによる予約・利用状況、シェアリング車両のメンテナンスの状況、天災地変、事故、盗難、本サービスの運営システムの不具合その他の事情により、本ユーザーの希望に従ってシェアリング車両を使用することができない場合があること、予約を受け付ける場合でも条件が付加される場合があること、及び事後的に予約が取り消される場合があることを承諾します。

第5条（貸渡手続等）

1. シェアリング車両の保管場所（以下「ステーション」といいます。）において、前条に基づき予約したシェアリング車両に、本ユーザー自らがサービス提供者所定の方法で、指定されたシェアリング車両の解錠を行うことで、当該シェアリング車両の利用に係る個別契約が成立するものとし、本ユーザーはサービス提供者から、本契約に定める条件

に従い、シェアリング車両の貸渡を受け、予約の際に指定された開始時刻（以下「開始時刻」といいます。）から返還時刻（以下「返還時刻」といい、開始時刻から返還時刻までの期間を「貸渡期間」といいます。）までの間、これを利用することができます。

2. 前条により予約が成立したシェアリング車両は、予約受付時刻からサービス提供者が指定する所定の時間を経過しても前項の貸渡手続が完了しなかったときは、当該開始時刻に係るシェアリング車両の予約は取り消されるものとします。

3. サービス提供者は、他の本ユーザーによる予約・利用状況、天災地変、事故、盗難、本サービスの運営システムの不具合、その他の事由により、事前に予約されたシェアリング車両を貸し渡すことができない場合、又は本ユーザーが本約款第3条及び本約款第8条に定める遵守事項のいずれかに違反し、又はそのおそれが認められる場合には、予約成立後であっても、何らの制約なく当該予約を取り消すことができるものとします。この場合においてサービス提供者は、緊急やむを得ない場合を除き、本ユーザーにその旨を速やかに連絡するものとします。

第4章 利用料金

第6条（利用料金）

本サービスの利用料金は、無料とします。ただし、予約の際の電話料金その他本サービス利用のため利用申込者及び本ユーザーが出捐する費用については、利用申込者及び本ユーザーが負担する必要があります。

第5章 本サービス利用時の遵守事項

第7条（善管注意義務等）

1. 本ユーザーは、貸渡期間中、善良な管理者の注意義務をもってシェアリング車両を使用し、保管するものとします。

2. 本ユーザーは、個別契約に基づきシェアリング車両を借り受ける都度、シェアリング車両の利用開始前に道路運送車両法第47条の2その他の法令に基づく日常点検整備を実施するものとし、シェアリング車両に整備不良を発見した場合は、直ちに、当該シェアリング車両の利用を停止し、サービス提供者に連絡し、サービス提供者の指示に従うものとします。

第8条 (シェアリング車両の利用に関する遵守事項)

本ユーザーは、貸渡時間中、本約款第3条に定める遵守事項に加えて、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) シェアリング車両を公道で走行するための有効かつ停止されていない運転免許を有し、かつ道路交通法その他の法令を遵守して、シェアリング車両を運転すること
- (2) サービス提供者の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、シェアリング車両を旅客自動車運送、貨物自動車運送その他これに類する事業及び目的に使用しないこと
- (3) 本ユーザーが自らシェアリング車両を運転し、本ユーザー以外の方にシェアリング車両を運転させないこと
- (4) シェアリング車両を本ユーザー以外の方に使用させ（ただし、本ユーザーが運転して同乗させるにとどまる場合を除きます。）、若しくは転貸し、又は担保の用に供する等サービス提供者の権利を侵害し、又は本サービスの障害となり、又はそのおそれのある一切の行為をしないこと
- (5) 本規約、マニュアル等、サービス提供者が別途指定する方法を遵守して、シェアリング車両を運転し、保管すること
- (6) サービス提供者が別途指定する走行可能エリア以外の地域又は道路においてシェアリング車両を運転しないこと
- (7) サービス提供者の承諾を受けることなく、シェアリング車両を各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用しないこと
- (8) 周囲の状況に配慮し、安全運転に努めるとともに、運転時及び停車時を問わず、周囲の危険又は迷惑となる行為を行わないこと（特に酒気帯びその他正常な運転ができないおそれのある状態では、絶対にシェアリング車両を運転しないこと）
- (9) 道路交通法その他の法令を遵守し、公序良俗に反しない態様でシェアリング車両を使用すること
- (10) サービス提供者の承諾を受けることなく、シェアリング車両について損害保険に加入しないこと
- (11) 自走によるか否かを問わず、シェアリング車両をサービス提供者が別途指定する走行可能エリア以外の地域に持ち出さないこと

(12)ステーションにシェアリング車両以外の車両、自転車、自動二輪車、原動機付き自転車又はその他の物（以下「車両・自転車等」といいます。）を置かないこと。なお、ステーション内に置かれた車両・自転車等の盗難、損傷その他第三者との紛争等について、サービス提供者は一切の責任を負わないものとし、紛争等については本ユーザー自らの責任と費用で解決し、本サービス提供者又はその関係者に損失等を与えないこと。

(13)以下の内容を含む迷惑行為を行わないこと

ア シェアリング車両の車内での喫煙し、若しくは同乗者に喫煙させること

イ 貸渡期間終了後もシェアリング車両内に物品等を放置すること

ウ シェアリング車両を汚損すること

エ 貸渡期間を無断で延長すること

オ シェアリング車両及びその車載機器や備品の破損・紛失等すること

(14)前各号のほか、サービス提供者が指定し、本ユーザーに指定した事項を遵守すること。

第9条（駐車違反の場合の処置等）

1. 本ユーザーがシェアリング車両に関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、本ユーザーは、自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用の一切を負担するものとします。なお、シェアリング車両が、サービス提供者が指定する返還場所に返還されず、駐車違反となった場合も同様とします。

2. 前項の場合において警察等からサービス提供者に対して駐車違反について連絡があった場合、サービス提供者は本ユーザーに、速やかにシェアリング車両を所定の場所に移動させ、シェアリング車両の貸渡期間満了時又はサービス提供者が指示する時まで所轄の警察署等に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示するとともに、当該警察署等に出頭し、駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨のサービス提供者所定の文書（以下「自認書」といいます。）に署名するよう求めるものとし、本ユーザーは、これに従うものとします。また、サービス提供者は、本ユーザーに対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認を求めることができ、確認できない場合には、サービス提供者に対して、サービス提供者が定める駐車違反違約金を支払うことに同意します。

3. サービス提供者は、必要と認めた場合には、警察及び公安委員会に対して自認書及び貸渡期間、本ユーザーに貸し渡したシェアリング車両の登録番号等の情報が記載された

データ等の資料を提出することができるものとし、本ユーザーは、これに同意するものとします。

4. 本ユーザーが法定期間内に、駐車違反に係る反則金又は諸費用を納付せず、サービス提供者が本ユーザーに代わって当該駐車違反に係る放置違反金及び諸費用（本ユーザーの探索やシェアリング車両の引き取りに要した費用を含みますが、これに限らないものとします。）を負担したときは、本ユーザーは、サービス提供者に対してサービス提供者が負担した一切の費用を賠償するものとします。

5. 本ユーザーが、第2項に基づき駐車違反違約金をサービス提供者に支払った後、本ユーザーが罰金又は反則金を納付し、サービス提供者にその納付書、領収書等を提示した場合、若しくはサービス提供者が違反金の還付を現実に受けたときは、サービス提供者は速やかに受け取った駐車違反違約金相当額から返金に要する費用を差引いた金額を本ユーザーに返還します。

第10条（事故処理）

1. 個別契約に基づき利用するシェアリング車両に係る事故が発生したときは、本ユーザーは、事故の規模にかかわらず、道路交通法その他の法令により要求される措置を必ず実施するとともに、次に定めるところにより、自らの責任において当該事故を処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等をサービス提供者に連絡し、サービス提供者の指示に従うこと。
- (2) 当該事故に関し、サービス提供者及びサービス提供者が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、あらかじめサービス提供者の承諾を受けること。
- (4) シェアリング車両の修理は、サービス提供者が承諾した場合を除き、サービス提供者の指定する工場で行うこと。

2. サービス提供者は、シェアリング車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に実務上可能な範囲において協力するものとします。

第11条（盗難処理）

本ユーザーは、個別契約に基づき利用し、保管するシェアリング車両の盗難又はその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること
- (2) 直ちに盗難又は被害の状況等をサービス提供者に連絡し、サービス提供者の指示に従うこと
- (3) 盗難又は被害に関し、サービス提供者及びサービス提供者が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること

第 12 条（保険及び補償）

1. 本ユーザーが本サービスの利用に際してサービス提供者又は第三者に損害を与えたときは、サービス提供者がシェアリング車両について締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又はサービス提供者の定める補償制度（以下「サービス提供者加入保険等」といいます。）により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償 1 名限度額 無制限（自賠責保険を含む）
- (2) 対物補償 1 事故限度額 無制限（免責額 0 万円）
- (3) 車両補償 1 事故限度額 車両時価額まで（免責額 5 万円）
*車両補償には、車両盗難時の補償は含まれません。
- (4) 人身傷害補償 1 名につき 5000 万円まで

2. 前項に定める補償限度額を超える損害及び本ユーザーの故意又は過失に起因するシェアリング車両の盗難による損害については、本ユーザーの負担とします。

3. 前二項に関わらず、サービス提供者加入保険等の免責事項（保険金が支払われない場合）に該当する場合には、第 1 項に定める補償は適用されず、サービス提供者はサービス提供者加入保険等に基づく補償を超えて責任を負わないものとし、これらの損害については、本ユーザーがすべて負担するものとし、

4. サービス提供者は、サービス提供者加入保険等により補償される部分を超える部分について、本ユーザー及び第三者に対して損害賠償義務を負いません。ただし、サービス提供者の故意又は重過失が原因である場合にはこの限りではありません。

第 13 条（不具合等による処置等）

1. 本ユーザーは、シェアリング車両の利用又は保管中、異常又は不具合を発見したときは、直ちに運転を中止してサービス提供者に連絡するとともに、サービス提供者の指示に従うものとします。

2. 本ユーザーは、前項のほか、燃料切れ又は走行用電池の電池切れその他の理由によりシェアリング車両を貸渡期間中の全部又は一部において使用できず、損害が発生した場合であっても、サービス提供者に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。ただし、サービス提供者の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

第 14 条 (GPS 機能及び車載型事故記録装置の装着)

1. 本ユーザーは、シェアリング車両に全地球測位システム (GPS) が搭載されている場合、サービス提供者所定のシステムにシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録され、利用されることを異議なく承認するものとします。

2. 本ユーザーは、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録すること及び必要があると認められる場合には、サービス提供者が前項の記録を検証するなどの措置をとることを異議なく承認するものとします。

第 6 章 返還

第 15 条 (シェアリング車両の返還手続)

1. シェアリング車両の返還は、返還時刻までに、予約時に返還場所として指定されたステーションにおいて、サービス提供者所定の方法でシェアリング車両の施錠し、鍵を返却する手続を行う方法により実施するものとします。

2. 本ユーザーは、シェアリング車両の返還にあたり、通常の使用による磨耗（走行用電池の消費を含む。）を除き、貸渡を受けた時点での原状で返還するものとします。シェアリング車両の損傷、備品の紛失等が本ユーザーの責めに帰すべき事由によるときは、本ユーザーはサービス提供者に対し、シェアリング車両を借り受けた状態に回復するために要する一切の費用を負担するものとします。

3. 本ユーザーは、シェアリング車両を返還する前に、車内に残置物がないか確認し、貸渡前に存在しなかったものをすべて撤去した上で、返還するものとします。なお、サービス提供者は、シェアリング車両返還後の車内残置物について、自らの裁量で廃棄その他の処分をすることができ、本ユーザーはその取扱いについて何ら異議を申し出ず、かつサービス提供者の責任を問わないものとします。

第16条（シェアリング車両の返還時期）

1. サービス提供者は、借受時間満了時を経過しても本ユーザーがシェアリング車両を指定された返還場所へ返還せず、かつ本ユーザーがサービス提供者の返還請求に応じない、又はユーザー登録時に登録された連絡先へ連絡しても本ユーザーと連絡がつかないなど、不返還となったものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。

2. 前項場合において本ユーザーは、サービス提供者に生じた一切の損害（シェアリング車両の回収に要する費用を含むがこれに限られません。）を賠償するものとします。

第7章 個人情報の取扱い

第17条（個人情報の利用目的）

サービス提供者は、ユーザー登録又は予約申込など、本契約及び個別契約の申込み又は締結に伴い受領した本ユーザーの個人情報、並びに本サービスの利用に伴い取得する本ユーザーの個人情報（利用中の車両及び車両内の位置情報その他の状態等に関する情報を含みます。）を、次の各号に定める利用目的で利用します。

- (1) 本サービスの提供その他これに関連する業務を遂行するため
- (2) 本ユーザーの本人確認、利用登録のため
- (3) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため
- (4) シェアリング車両を管理するため
- (5) 本サービスに関するアンケート調査等を実施するため
- (6) サービス提供者において取り扱う商品・サービスの企画・開発（自動運転・先進安全技術・交通システム・地図生成技術のための研究開発等を含みます。）、品質向上、改良・改善のため

- (7) 広報その他の業務に使用するため
- (8) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成、提供又は販売するため

第 18 条（個人情報の第三者提供）

本ユーザーは、サービス提供者が、本サービスを通じて収集した個人情報を、前条に定める目的のため、サービス提供者と前条に定める目的に関連して協業し、協力する事業者、研究機関、地方公共団体、その他の団体に対し提供することに同意します。

第 19 条（個人情報の委託先の管理）

サービス提供者は、本サービスに係る業務委託先に対して、委託に必要な範囲内で、本ユーザーの個人情報を提供することがあります。この場合、サービス提供者は、個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

第 20 条（個人情報の開示等の請求、手続き）

本ユーザーは、サービス提供者が保有する本ユーザーご本人の個人情報について、サービス提供者の別途定める方法に従い、開示、訂正、追加、削除又は利用停止等を請求することができます。個人情報の開示等のご請求や苦情、個人情報に関するお問い合わせについては、以下の窓口までご連絡ください。開示等の手続きにつきましてはその際にご説明いたします。

・お問い合わせ窓口

【メールアドレス】 info.machinaka_mobility@mail.toyotaconnected.co.jp

【営業時間】（月曜日を除く）9:00～17:00

・個人情報保護管理者（若しくはその代理人）の氏名又は職名、所属及び連絡先） 情報管理統括責任者（情報管理委員会・委員長）

【連絡先】 〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

【メールアドレス】 info@mail.toyotaconnected.co.jp

・認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申し出先

【名称】 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

【苦情の解決の申し出先】 個人情報保護苦情相談室

【連絡先】 〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル内

【電話番号】 03-5860-7565 / 0120-700-779

第 8 章 雑則

第 21 条（アンケート調査等への協力）

サービス提供者は、別途定める時期及び方法等により、本ユーザーに対し、本サービスに関連するアンケート調査やインタビュー等の実施を要請することがあります。本ユーザーは、当該要請に対し、合理的な理由がない限り、協力いただくことに同意します。なお、サービス提供者は、当該アンケート調査等の回答結果その他の情報のうち、個人情報については本約款第 7 章に規定に従い取り扱うものとします。

第 22 条（データの帰属）

本サービスを通じて収集する一切のデータ（前条のアンケート調査等によるデータを含みます。）に関する権利・権限は、すべてサービス提供者に帰属ものとします。本ユーザーは、個人情報保護法その他の法令により認められる場合を除き、当該データの開示、追加、訂正、削除、利用停止その他の一切を請求する権利を有しないものとします。ただし、データのうち個人情報に該当するものについては、本約款第 8 章の規定に従い取り扱うものとします。

第 23 条（秘密保持）

本ユーザーは、本サービスに関連してサービス提供者が本ユーザーに対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、サービス提供者の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第 24 条（損害賠償）

本ユーザーがシェアリング車両を使用するに際して故意又は過失により第三者又はサービス提供者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、本約款第 12 条が適用される場合には、これに従うものとします。

第 25 条 (契約の解除)

1. サービス提供者は、本ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、何らの通知、催告をすることなく、本サービスの利用の停止又は本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本ユーザーが本約款第 2 条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 本ユーザーが本約款第 3 条各号及び本約款第 8 条各号に定める遵守事項のいずれかに違反したとき。
- (3) 本ユーザーが他の本ユーザーに著しく迷惑を掛ける行為を行ったとき。
- (4) 前各号のほか、サービス提供者が必要であると判断したとき。

2. 前項に基づく利用停止又は解除がなされた場合、本ユーザーは、貸渡を受けているシェアリング車両があるときは、返還時刻の到来にかかわらず、サービス提供者の指示に従って速やかに返還するものとします。

第 26 条 (中途終了)

天災地変その他の不可抗力による事由又はサービス提供者の判断により、本サービスの提供が困難であるとサービス提供者が判断した場合には、本契約及び個別契約は終了するものとします。

第 27 条 (本サービス利用契約上の地位の譲渡等)

本ユーザーは、サービス提供者の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位若しくは個別契約上の地位、又は本約款若しくはマニュアル等に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 28 条 (本規約の変更)

本規約は、必要に応じて本規約の目的に反しない合理的な範囲、又は本ユーザーの一般の利益に適合する範囲で、サービス提供者の判断により適宜変更される場合があります。本規約を変更する場合には、サービス提供者のウェブサイトその他適切な方法により、その内容及び変更の効力発生時期を周知いたします。

第 29 条 (管轄裁判所)

本契約又は個別契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2024年1月9日 制定・施行